

R6年度

～江東区中小企業者のみなさまへ～

コロナ融資限定借換資金

申込受付期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

新型コロナウイルス感染症対策資金(令和5年3月31日受付終了)を借り受け、借換未実施の区内中小企業者向けに借換資金融資を斡旋します。

融資制度の概要

融資限度額	2,000万円 ※①追加運転融資不可②借換のご利用は1度まで
返済期間	9年以内(据置24か月含む)
資金使途	借換資金 ※元金の返済前でも借換の申し込みが可能です。 ご希望の方は、まずは金融機関へご相談ください。
貸付金利	1.9%
本人負担信用保証料	差額分補助 ※保証協会から返戻された既存融資の返戻保証料が確定後、差額分を補助
本人負担利子	2年目まで 無利子(区が全額補助) 3年目～ 0.3%(区が1.6%補助)

ご利用できる方(下記(1)～(9)の条件を全て満たしている方)

- (1)区内に住所又は主たる事業所がある中小企業者の方
個人:区内に住所又は主たる事業所があること 法人:区内に本店所在地(登記地)があること
- (2)区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること
- (3)区内で所得税(法人税)の申告をし、完納していること
- (4)申込日時点で納期の到来している特別区民税・都民税(法人都民税)を完納していること
- (5)東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- (6)許認可の必要な業種を営んでいる方については、その許認可を受けていること
- (7)新型コロナウイルス感染症対策資金融資を借り受けていて、借換をしていないこと
- (8)申込時点で新型コロナウイルス感染症対策資金融資の利用が3回以内であること
- (9)下記の①または②のいずれかに該当すること
 - ①セーフティネット保証第4号または第5号の認定を取得していること
 - ②最近1か月の売上高が前年等同月(2019年2月まで遡り可能)と比較して5%以上減少していること

申請方法および必要書類

融資斡旋をご希望の方は、必要書類を揃えたうえで、郵送にてご申請ください。なお、必要書類、その事項等については区のホームページ(下記URL、QRコード参照)をご確認ください。

江東区 HP : <https://www.city.koto.lg.jp/102010/sangyoshigoto/covid19/guide.html>



【申請・問合せ先】 〒135-8383 江東区東陽4-11-28
 江東区 地域振興部経済課 融資相談係
 TEL. 03-3647-2331(直通) FAX. 03-3647-8442